

改正

平成24年3月30日告示第58号

平成25年3月29日告示第53号

大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障がい児の補装具費の購入及び修理に係る利用者負担金を助成し、身体障がい児の保護者の経済的負担を軽減することによって福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 身体障がい児 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、満18歳未満の者をいう。

(2) 利用者負担金 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第2項の規定により、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額から補装具費を控除した当該身体障がい児の保護者が負担する金額をいう。

(助成の対象者)

第3条 利用者負担金を助成する対象者は、法第76条第1項の規定により、本市が補装具費を支給する身体障がい児の保護者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第43条の2第2項に該当する者を除く利用者負担金の支払を必要とする者とする。

(助成の額)

第4条 助成する額は、政令第43条の3第1号に規定する額の範囲内における利用者負担金の2分の1の額とする。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成する額とする。

(助成の申請)

第5条 利用者負担金の助成を受けようとする者は、補装具費利用者負担金助成申請書に領収書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、大和市自立支援給付費の支給等に関する規則（平成18年規則第38号。以下「規則」という。）第30条の規定により、代理受領に関する委任

の申出があった場合は、領収書の添付を要しないものとする。

(助成の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その適否を調査し、補装具費利用者負担金助成決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用者負担金を助成する決定を行ったときは、補装具費利用者負担金助成決定通知書に併せて補装具費利用者負担金助成支払決定通知書により、申請者に通知するものとする。ただし、規則第30条の規定により対象となる補装具作製事業者の補装具費の代理受領（以下「代理受領事業者」という。）の場合にあっては、市長は、補装具費利用者負担金助成支払決定通知書を当該代理受領事業者に対して交付するものとする。

(助成の方法)

第7条 助成の方法は、補装具費の購入及び修理の申請を行った身体障がい児の保護者に対して支払うことにより行うものとする。

2 前条第2項の規定により代理受領事業者が存在する場合の助成の方法は、当該代理受領事業者に対して支払うことにより行うものとする。

(助成金の請求)

第8条 申請者及び代理受領事業者が行う助成金の請求は、第6条に規定する補装具費利用者負担金助成支払決定通知書を請求書に添付して、市長に請求しなければならない。

(取消し)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により、助成金の支払いを受けた者がいるときは、助成の決定を取り消し、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第58号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第53号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	補装具費利用者負担金助成申請書	第5条
第2号様式	補装具費利用者負担金助成決定通知書	第6条
第3号様式	補装具費利用者負担金助成支払決定通知書	第6条及び第8条